

1. 世界経済・市場の動向への機動的対応

- 足元の世界経済は堅調に推移しており、米欧では金融政策の正常化に向けた政策決定や議論が進展。金融危機以降、先進国を中心に緩和的な金融政策が行われてきたが、先進国・新興国の双方において、レバレッジが拡大し、リスク性資産の価格も上昇。緩和的な金融政策を前提として動いてきた経済や市場が今後、どのように調整されるか、動向を注視していく必要。
- リーマンショックの我が国金融機関への影響は、海外の金融機関に比べて限定的だった。しかし、現在では、主要行等の貸出のうち、海外貸出が占める比重は、当時と比べて約2倍に拡大。
- こうした中、主要行は、世界の経済・市場の変化の影響を過去に比べ大きく受けることになり、状況に応じた機動的な対応ができるよう、リスクガバナンスの更なる高度化を目指していただきたい。

2. ガバナンス

- 主要行のガバナンスは全体として改善傾向にあるものの、グループによって改善の程度にかなりの差が見られる。社外取締役の積極的な関与により、取締役会でグループ戦略の重要事項について質の高い議論が行われるなど、ガバナンスが目に見えて改善している銀行グループもある。一方、未だに合併前の旧行意識を払拭できず、ガバナンスに問題を抱えている銀行も見られる。また、銀行によっては、顧問や相談役が不透明な形で影響力を持っているという懸念も残っている。
- 経営環境の変化が更に早くなることが予想される中、金融機関に必要な人材スキルも変わることが見込まれる。こうした変化に適切に対応し、業務の選択と集中、必要な人材確保・育成、自行にない強みを持つ事業者との連携なども含めタイムリーにすすめていけるガバナンスを構築することが課題。

3. フィンテック

- テクノロジーの発展により、金融サービスのアンバンドルとリバンドルが進み、新しいビジネスモデルや担い手の影響力が今後拡大することが予想される。これまでの業態別の規制から機能別の規制に重点を移すことについても考え始める時期に来ている。
- 銀行はノンバンクに比べて極めて厳しい規制に服している一方、銀行免許無しに銀行の諸機能をグループ内の複数法人で持つことが現実的に可能になりつつある。
- 銀行規制の目的（例えば預金者保護や信用創造機能など）の実効性を確保しつつ、銀行とノンバンクのレベル・プレイング・フィールドをいかに確保するかといった観点も踏まえ検討を始めていきたい。

4. 国民の資産形成

- 我が国の家計金融資産の半分以上が預貯金であり、その約6割を60歳以上の層が保有している。相続年齢も高くなっており、高齢者が預貯金の形態で金融資産を承継し、巨額の資金が有効活用されていない。
- また、銀行にとっても、過去5年間で預金が大きく伸びる一方、両建てで国債保有残高及び日銀の預け金も大きく伸びている。我が国の銀行は諸外国と比べ、B/Sに大量の国債を保有している。特に現行の金利環境下では、これらは収益を生まない一方で、国債のソブリンリスクが国際的に議論されるなど、銀行にとっての潜在的なリスクと認識される可能性がある。
- 金融庁としては、国民の安定的な資産形成を促すための環境整備に努めてきた。来年1月から始まるつみたてNISAについても、我が国国家計に長期・積立・分散投資を定着させ、安定的な資産形成を促すためのきっかけにしたい。
- つみたてNISAは、対象投信の手数料等を低く抑えたため、販売するインセンティブが低いという声も聞かれるが、積極的に取り組む方針を掲げている業界・グループも存在。

- 当庁としては、本制度は B/S 規模の適正化が必要な銀行にとってもプラスになるものと考えている。銀行によって、取組み姿勢にバラツキがあるが、国民の安定的な資産形成は、官民を挙げて取り組んでいくことが必要であり、各金融機関の積極的な対応を期待。
- 金融庁としても、税制面の取扱いの確認を行うほか、対象商品の事前相談、投資教材の作成、積極的な広報等を進めているところ。今後も、つみたて NISA の円滑な導入に向けて皆様とともに取り組んでいきたい。
- 来年 1 月以降に既存の NISA 口座で買付け等を行うためには、顧客のマイナンバー告知手続きが必要。本年 9 月末までであればマイナンバーの告知のみで済むが、10 月以降は、顧客に申請書の提出など面倒な手続きをお願いすることになるため、早急にマイナンバーの告知を行うよう各金融機関からお願いしていただいている。引き続き金融機関の御協力をお願いしたい。

5. 顧客本位の原則

- 先日、金融事業者による「顧客本位の業務運営に関する原則」の採択状況等を公表したが、各行の取組方針、行動計画、KPI（成果指標）を見ると、目指している方向性が相当程度端的に示されているものもある一方、具体的に何をするのかわかりにくいものもあり、内容にはバラツキがある。公表と併せて紹介した好事例なども踏まえ、KPI を公表していない銀行は公表を、公表している銀行においては、必要に応じてその更なる改善及びその着実な実行に努めていただきたい。

6. 銀行カードローン

- 銀行カードローンについては、各行において全国銀行協会の申し合わせを踏まえた業務運営の見直しを検討・実施していると承知。他方、日弁連は「申し合わせによる対応は不十分であり、あくまで総量規制を銀行に適用すべき」との会長声明を発表するなど、依然として各方面の関心は高い。
- 当庁としては、申し合わせ以降も、銀行の取組み状況をモニタリング

してきたが、特に審査基準の厳格化に関しては、取組みに遅れが見られている状況。銀行カードローンの業務運営の適正化を推進すべく、更なる対応を検討中。

- 貸金業法改正時に総量規制が導入された際、銀行が規制の対象外になった理由の一つは、銀行は社会的責任を有し、厳しい監督に服しているため、過剰貸付の抑止を含めた利用者保護が確保されていると考えられたからである。こうした前提が満たされなければ、規制の対象外とする根拠が薄弱になることを十分に認識し、業務運営の改善を迅速に進めていただきたい。

7. ベストプラクティスの実現に向けて

- 上記の重要課題については、主要行の中にも取組みに大きな差。監督・検査の見直しのひとつの主眼は、より多くの金融機関がより良いプラクティスを実現していくことであり、そのためのツールとして、金融機関との対話がある。金融機関と質の高い対話を行なえるよう、当庁の専門性を高めていくような組織作りに取り組んでいる。
- また、こうしたベストプラクティスを目指した取組みについては、行政権限の行使ではなく、金融機関における取組みの開示と、それに対する顧客などの評価により、良い金融機関が選別されていく環境づくりが重要。
- 良い取組みを行っている金融機関については、経営トップ又は幹部が自らの強いイニシアティブで行っているケースが多い。過去に比べ、今ほどトップの決断と実行、またそれを可能とするガバナンスが重要なときはない。

8. デリバティブの CVA 管理のあり方について

- これまで邦銀は、デリバティブ取引における市場評価に基づく CVA の導入が進んでおらず、欧米主要行に比べ、カウンターパーティ・リスクの管理が十分でない面があった。
こうした中、全国銀行協会において研究会を立ち上げ、邦銀の CVA 導入に向けた議論を行い、今年6月に報告書が取りまとめられた。

- 本報告書においては、邦銀がそれぞれの実情に応じ、段階的に CVA を導入する必要性が明確に示されており、当庁としても評価している。
本報告書を踏まえ、邦銀がデリバティブ取引に係るカウンターパーティ・リスク管理の高度化を図り、我が国市場全体のリスク削減にも資することを期待している。
- 今後は、金融庁としても、本報告書で議論された課題の解決に業界全体で取り組むとともに、各行における CVA の導入状況を適切にモニタリングし、CVA 導入の取組みを促していく。

9. 振り込め詐欺対策について

- 各金融機関においては、これまでも、振り込め詐欺被害の未然防止策として、金融機関の窓口や A T M において、金融機関職員による声かけや、A T M 画面において、振り込め詐欺の注意喚起メッセージを表示するなど、対応が進んでいる。
- 一方で、平成 28 年の振り込め詐欺被害件数は依然として高水準で推移。特に、還付金詐欺の被害の増加が顕著であり、従来の未然防止策では対応しきれない手口が多い模様。このように振り込め詐欺の手口が巧妙化しているという実態を踏まえ、金融機関としてどのように対応するのか、引き続き、御検討を頂きたい。

(以上)